



題字:うどよし

# 店舗経営 震災対応ハンドブック

フランチャイズ加盟店をはじめ  
様々な店舗で利用できる、公的施策と  
対応方法をQ&A形式で解説



第1版 2011.4.11.発行



FCビジネス支援のプロ集団  
フランチャイズ研究会

## はじめに

このたびの東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された地域の皆様、そのご家族の方々に、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

私たち「フランチャイズ研究会」は、経済産業大臣登録の中小企業診断士を中心に、弁護士・税理士・社会保険労務士等で構成される、わが国のフランチャイズビジネスを支援するコンサルタント集団です。

この難局にあたり、まず私たちにできることは、各省庁・自治体から出ている様々な支援策を体系的に分かりやすくまとめ、必要とされる方が、必要とされる施策にアクセスしやすくすることであると考え、本資料を作成しました。

かつて阪神淡路大震災の時に、コンビニエンスストアやファストフード店が停電・交通遮断などの障害の中でも店を開け、被災された方々に商品や食事を提供し、多くの被災者から喜ばれた歴史があります。

今や、フランチャイズビジネスは日本社会のインフラとなっており、ライフラインの一つとして認識されています。

フランチャイズビジネスは、小売業・外食業・サービス業と多岐にわたり、2010年度の売上高で約21兆円であり、小売業では全体の10.1%、外食業では全体の16.4%のシェアを占めるまでになっています。いかなる場合でもお客様のお役に立つことが、フランチャイズチェーンの社会的使命であると考えます。

本資料は被災されたフランチャイズ加盟店の復興を願ってまとめましたが、フランチャイズ加盟店のみならず、広く店舗経営をされておられる方々にも、お役に立てるものであると考えています。

しばらくは厳しい状況が続きますが、どうか希望の光を持って、地域のために事業を継続していただければと心から願っています。

平成23年4月11日

社団法人中小企業診断協会 東京支部  
フランチャイズ研究会

## 本資料のご利用にあたって

- ①本資料は直接・間接に影響を受けた店舗のお役に立てるように、「資金調達関係」、「人事・労務関係」、「税務関係」、「法律関係」の4分野に分けて支援策を整理しています。また、巻末には、各省庁・自治体の主な関連施策のリンク先を地域別にまとめました。
- ②本資料は、平成23年4月7日現在のデータにもとづいてまとめています。  
今後、各省庁・自治体により支援策に変更が生じる可能性がありますので、資料の中にあるURLから最新の情報を得るようにしてください。情報の最終確認および施策の利用については、各自の責任でお願いいたします。
- ③本資料も逐次バージョンアップしていきます。  
最新バージョンは <http://fcken.com> にアクセスしてダウンロードしてください。
- ④本資料は、お役に立つところであれば、どんどん転送いただいて結構です。  
ダウンロードサイトのリンクもフリーです。
- ⑤本資料のまとめにあたっては、できる限りの注意を払っておりますが、誤りのある箇所もあるかもしれません。お気づきの点がございましたら、ぜひ私どもにご一報いただければ幸いです。Email : [sodan@fcken.com](mailto:sodan@fcken.com)

### 【本資料の取りまとめメンバー】 (50音順)

石川 和夫 (中小企業診断士)	柴田 昌行 (中小企業診断士)
井嶋 倫子 (弁護士)	西野 公晴 (中小企業診断士)
伊藤 恭 (中小企業診断士)	藤田 知哉 (中小企業診断士・社会保険労務士)
伊藤 達仁 (税理士)	山下 哲博 (中小企業診断士)
川本 到 (行政書士)	山岡 雄己 (中小企業診断士)
神田 孝 (弁護士)	楊 典子 (中小企業診断士)
黒川 孝雄 (中小企業診断士・社会保険労務士)	

フランチャイズ研究会とは、フランチャイズビジネスの健全な発展を目的とした45名のプロ集団です。会員はフランチャイズビジネスを専門に研究し、本部設立支援・再構築、本部経営指導、スーパーバイザー教育、立地判定、フランチャイズ法務などのスペシャリストが所属しています。

(社) 中小企業診断協会東京支部所属の中小企業診断士を中心に、フランチャイズを専門とする弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士を特別会員に加え構成されています。

フランチャイズ研究会 ホームページ <http://fcken.com/>

Email [sodan@fcken.com](mailto:sodan@fcken.com)

## 【目次】

### はじめに

### 本資料のご利用にあたって

<b>I. 資金調達関係</b> .....	<b>1</b>
1. 融資制度.....	2
(1) 災害復旧貸付.....	2
(2) 災害復旧資金融資.....	4
(3) 経営安定資金.....	5
(4) 地域金融機関の特別融資制度.....	5
2. 信用保証.....	6
(1) 災害関係保証.....	6
(2) セーフティネット保証.....	7
3. 返済猶予.....	8
(1) 既往債務の負担軽減.....	8
(2) 中小企業金融円滑化法.....	9
4. 相談窓口.....	10
(1) 特別相談窓口.....	10
<b>II. 人事・労務関係</b> .....	<b>11</b>
1. 雇用問題.....	11
(1) 内定取り消し・一時帰休・解雇.....	11
(2) 業務命令.....	12
2. 賃金問題.....	13
(1) 業績悪化に伴う問題.....	13
(2) 労働者の被災に伴う問題.....	14
(3) 計画停電に伴う問題.....	14
(4) その他の問題.....	15
3. 労災問題.....	17
(1) 仕事時間中の被災・ケガ.....	17
(2) 通勤中の被災・ケガ.....	19
4. 助成金関連.....	20
(1) 雇用調整助成金.....	20
(2) 手続き期限に関する救済措置.....	22

5. 社会保険・労働保険関連.....	23
(1) 失業保険給付の特例措置.....	23
(2) 社会保険料・労働保険料の納付.....	23
6. 外国人労働者.....	25
<b>III. 税務関係.....</b>	<b>26</b>
1. 事業者のための税制（法人・個人事業共通）.....	26
(1) 被災資産の取り扱い.....	26
(2) 災害見舞金の取り扱い.....	26
(3) 災害による損失の取り扱い.....	26
(4) 業種による特別措置.....	27
2. 個人のための税制.....	28
3. 申告手続きその他.....	28
4. 被災者を支援するための税制.....	29
(1) 義援金・救援物資を出した場合の取り扱い.....	29
(2) 被災取引先を支援した場合の取り扱い.....	30
<b>IV. 法律関係.....</b>	<b>31</b>
1. 借地借家法関係.....	31
(1) 借地.....	31
(2) 借家.....	32
(3) 罹災都市借地借家臨時処理法.....	35
2. 債務に関する事項.....	36
(1) 債務の支払.....	36
(2) 営業車両.....	38
3. 復旧工事.....	39
4. 風評被害.....	40
5. フランチャイズ.....	41
6. 保険.....	42
(1) 生命保険.....	42
(2) 損害保険.....	43
(3) 参考：日本損害保険協会のホームページより.....	44
<b>VI. 各省庁・自治体の関連施策リンク集.....</b>	<b>46</b>
北海道.....	46
東北エリア.....	46

関東エリア .....	48
甲信越エリア .....	50
北陸エリア .....	50
中部エリア .....	51
関西エリア .....	51
中国エリア .....	52
四国エリア .....	52
九州エリア .....	53
中小企業支援機関 .....	53
地域金融機関による特別融資制度などの一覧 .....	53

## I. 資金調達関係

用途	制度名	窓口	ページ
直接被害を受け、新たな借入れをしたい	災害復旧貸付	日本政策金融公庫・ 商工中金	1
	災害復旧資金融資	都道府県	3
	経営安定資金	都道府県	5
	地域金融機関の特別融資	地域金融機関	5
	災害関係保証	信用保証協会	6
間接被害を受け、新たな借入れをしたい	災害復旧貸付	日本政策金融公庫・ 商工中金	1
	経営安定資金	都道府県	5
	地域金融機関の特別融資	地域金融機関	5
	セーフティネット保証	信用保証協会	6
返済猶予を受けたい	既往債務の負担軽減	—	8
	中小企業金融円滑化法	—	9
資金繰りに関する相談をしたい	特別相談窓口	日本政策金融公庫等	10

# 1. 融資制度

## (1) 災害復旧貸付

### Q 1 : 災害復旧貸付とはどのような制度ですか？

A 1 : 公的金融機関が長期・低利の資金（設備資金、運転資金）を融資する制度です。東日本大震災の被災中小企業者が利用できます。この制度では直接被害を受けた方だけでなく、間接的に被害を受けた方も対象になります。

### Q 2 : 制度の内容を教えてください。

A 2 : 貸付限度額 : ①日本政策金融公庫 中小事業 1.5 億円、②日本政策金融公庫 国民事業 3 千万円、③商工中金 1.5 億円（いずれも既存借り入れとは別枠）  
貸付利率 : ①日本政策金融公庫 中小事業 1.75%、②日本政策金融公庫 国民事業 2.25%、③商工中金 1.75% ※利率は貸付期間 5 年以内の基準利率（平成 23 年 3 月 12 日現在）、利率は返済期間等の事情により変動。

### Q 3 : 申込先はどちらになりますか？

A 3 : 日本政策金融公庫、又は、商工中金の支店に申し込みください。

### Q 4 : 緊急の当座資金借り入れについて、更なる優遇措置はありませんか？

A 4 : 貸付後 3 年、借入額のうち 1 千万円を上限として、金利の特別措置があります。上記貸付利率から 0.9%を引いて適用されます。

### Q 5 : 直接被害を受けたかどうかの基準を教えてください。

A 5 : 事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方になります。原則として市区町村等からの罹災証明書が必要です。

### Q 6 : 間接被害を受けたかどうかの基準を教えてください。

A 6 : 被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方です。具体的には、直接の被害を受けた事業者との取引依存度が 2 割以上の中小企業者であって、①借入申込後 3 ヶ月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 4 割以上減少すると見込まれる又は②借入申込直前 2 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 3 割以上減少した方です。直接の被害を受けた事業者（取引先）の罹災証明の写しが必要になります。



**Q7：罹災証明はどのように取得するのでしょうか？**

A7：罹災証明は原則として罹災した場所の市区町村で発行してもらいます。例えば、A市に本社があり、B市にある工場が罹災した場合は、B市で罹災証明を発行してもらいます。また、発行までの手続きは市区町村によって異なりますので、市区町村に連絡して確認してください。

**Q8：罹災した地域かどうかを確認するにはどのようにしたらよいのでしょうか？**

A8：災害救助法の適用を受ける地域かどうかは厚生労働省のホームページで確認することができます。

**Q9：取引先の罹災証明が手に入らない場合はどのようにしたらよいのでしょうか？**

A9：罹災証明書の写真の入手が困難な場合は、事後の提出を前提に申し込むことができます。写真の提出が困難な事情がありましたら申込先に相談してください。

**Q10：計画停電による売上の減少は、災害復旧貸付の条件となる「間接被害」でしょうか？**

A10：間接被害かどうかは、直接被害を受けた事業者に対する売上依存度によって認定され、計画停電によって売上が下がっただけでは「間接被害」としては認められません。ただし、計画停電による売上減少であっても、経営安定資金等、罹災証明を必要としない融資制度がありますので、相談窓口を活用ください。

**【参考】**

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」

<http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058939.html>

・日本政策金融公庫「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置」

<http://www.jfc.go.jp/common/pdf/news230314b.pdf>

・内閣府防災情報「罹災証明書とは」

[http://www.bousai.go.jp/hakusho/h19/BOUSAI\\_2007/html/co/co2\\_2\\_2.htm](http://www.bousai.go.jp/hakusho/h19/BOUSAI_2007/html/co/co2_2_2.htm)

・厚生労働省「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(第11版:平成23年3月24日)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

※地域については最新の情報を確認ください。

## (2) 災害復旧資金融資

### Q 1 : 災害復旧資金融資とはどのような制度ですか？

A 1 : 国において東日本大震災に係る災害関係保証が発動されたことを受け、都道府県単位で災害復旧に必要な資金（設備資金、運転資金）を貸し付ける制度を創設しているものです。対象は、直接の被害を受けた事業者です。

### Q 2 : 制度の内容を教えてください。

A 2 : 都道府県によって制度を定めていますので、貸付限度額、貸付期間、貸付利率については、都道府県によって条件が異なります。必ず、利用しようとする制度の内容を確認して下さい。

### Q 3 : 融資の申込には罹災証明が必ず必要でしょうか？

A 3 : 本制度においては直接の被害を受け、罹災証明を受けた事業者が対象です。なお、「弾力的対応」を行い、沿岸地域など罹災証明を受けることが困難な市区町村においては、罹災証明の提出時期を考慮する地域もありますが、罹災証明が発行される事業者に限定されます。

### Q 4 : 直接の被害が無いと、「災害復旧資金融資」は受けられませんか？

A 4 : 本制度は直接的な被害を受けた事業者が対象です。間接的な被害を受けた事業者は、国のセーフティネット保証（5号）に対応した「経営安定資金」などの制度を利用ください。

### 【参考】

・中小企業庁「東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110313TohokuGekijinShitei.htm>

### (3) 経営安定資金

**Q 1 : 経営安定資金とはどのような制度ですか？**

A 1 : 自然災害や取引先企業の倒産などの不測の事態や風評被害などの社会環境の変化等により、一時的に経営の安定に支障を来している中小企業を資金面でサポートするための制度です。罹災証明を取得していなくても受けることができます。

**Q 2 : 制度の内容を教えてください。**

A 2 : 都道府県によって制度を定めていますので、貸付限度額、貸付期間、貸付利率については、都道府県によって条件が異なります。必ず、利用しようとする制度の内容を確認して下さい。一般的には直近の売上高が減少していることなどを事由に、経営の安定に必要な設備資金又は運転資金を貸し付ける制度です。

**Q 3 : 融資を受けた資金は既存の借入の返済に使えますか。**

A 3 : 借入金の返済や納税には使えません。

**【参考】**

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「地方自治体からのお知らせ」について

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kinyu/seidoyushi/4keian/keian.html>

→具体的な施策については各県から発表されているものを参照ください。

### (4) 地域金融機関の特別融資制度

**Q 1 : 公的金融機関以外でも東日本大震災に関連した特別融資を扱っていませんか？**

A 1 : 政府系金融機関だけでなく、民間の金融機関も独自で緊急融資を実施しています。それぞれ直接ヒアリングして最も条件の良いところを選択するのが理想です。ただ、緊急を要することや手続きの手間を考えるとそれも難しいので、中立的な立場である商工会議所や市区町村の窓口にご相談してみることをお勧めします。

**【参考】**

・地域金融機関による、特別融資制度などの一覧

<http://vl-fcbiz.jp/article/a001225.html>

## 2. 信用保証

### (1) 災害関係保証

#### Q 1 : 災害関係保証とはどのような制度ですか？

A 1 : 金融機関から事業再建資金の借入を行う際、保証協会が保証するものです。東日本大震災による災害により直接に被害を受けた中小企業者をご利用になれます。

#### Q 2 : 制度の内容を教えてください。

A 2 : 一般保証と別枠、セーフティネットと同枠で融資額の全額を保証する制度です。

①保証限度：無担保8千万円、最大2億8千万円 8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応

②資金使途：事業再建資金

③保証人：原則不要（代表者保証は必要）

保証料率、保証期間については各保証協会に相談して下さい。

#### Q 3 : 制度の対象者を教えてください。

A 3 : 東日本大震災による災害により、事業所、工場、作業所、倉庫などの主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者が利用できます。原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書（写しで可）が必要です。

#### Q 4 : 直接の被災地ではありませんが、大口取引先が被災してしまい、売上が大幅に下がりました。その場合は利用できますか？

A 4 : 本制度は間接的な被害では利用できません。セーフティネット保証を受けてください。

#### Q 5 : 本店所在地は被災地ではありませんが、工場が被災しました。その場合は工場のある地域の信用保証協会でないでと申込できませんか？

A 5 : 被災した事業所があり、罹災証明書を提出できるのであれば、申込は被災地域外でも可能です。

#### 【参考】

・中小企業庁「災害関係保証の概要について」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2011/download/110313TGS-3.pdf>

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」

<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058939.html>

## (2) セーフティネット保証

### Q1：セーフティネット保証とはどのような制度ですか？

A1：取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。東日本大震災による影響を踏まえ、平成23年度上半期については原則全業種（82業種）にして実施されます。

### Q2：セーフティネット保証を受けるにはどのような要件がありますか？

A2：対象とされる82業種（原則全業種）に属し、売上高が一定程度以上減少していることが基準になります。売上高の基準は、平成23年度上半期については①か②を満たす必要があります。①最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している、②平成23年東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

### Q3：セーフティネット保証を受けるための手続きを教えてください。

A3：対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

### 【参考】

・中小企業庁「セーフティネット保証制度」

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110323Extend-SN-5gou.htm>

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

### 3. 返済猶予

#### (1) 既往債務の負担軽減

**Q1：取引先からの入金滞り、債務の返済が難しいのですが、相談に応じてもらえるでしょうか？**

A1：東日本大震災による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、返済猶予等既往債務の条件変更柔軟に対応します。平成23年3月11日に内閣府特命担当大臣及び日本銀行総裁より、また、3月20日には金融庁監督局長より金融上の措置を適切に講ずるよう①、②について要請しています。

①全手形交換所において、今回の災害のため不渡りとなった手形・小切手について、不渡り報告の掲載などを猶予することとなったことを踏まえ、災害時における手形の不渡り処分について配慮すること。

②今回の災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込があった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、出来る限りこれに応じるよう努めること。

**Q2：返済猶予の申込をすることができなかったのですが、救済措置はありますか？**

A2：日本政策金融公庫、商工中金等、公的金融機関では、被災後、返済期日が到来していても返済猶予の申込すら困難な状況が続くことが予想されるので、遅れて申込をした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。民間金融機関においてはこの限りではありませんが、金融庁は金融機関に対して災害の状況に応じた適切な措置を講ずるよう要請しています。

#### 【参考】

・金融庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110322-1.html>

・金融庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110323-2.html>

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」

<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058939.html>

## (2) 中小企業金融円滑化法

### Q 1 : 中小企業金融円滑化法とはどのような法律ですか？

A 1 : 金融機関が、中小企業者や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めるものです。また、金融機関は他の金融機関・政府系金融機関、信用保証協会等とも連携し、条件変更を行うよう努めることを定めた法律です。当初は平成 23 年 3 月末までの時限立法で制定されましたが、平成 24 年 3 月末まで延長されました。

### Q 2 : 金融機関からの借入について、貸付条件の変更をお願いするにはどのようにすればよいのですか？

A 2 : まずは、借入をした金融機関に相談ください。金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うこととなります。また、経営改善計画がなくても、1 年以内に計画を策定できると見込まれれば、先に貸付条件の変更等を行った上で金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

### Q 3 : 貸付条件の変更は、元本の返済猶予を意味するのですか？

A 3 : 元本の返済猶予以外にも、返済期間の延長や債務の借り換え、債務の株式化など、債務の弁済負担軽減を行う全ての措置が含まれますので、借入をした金融機関にご相談ください。

### Q 4 : 金融機関に貸付条件の変更を申し込みましたが断られました。あきらめるしかありませんか？

A 4 : あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や信用保証協会等に相談してみましましょう。中小企業金融円滑化法は、各金融機関が他の金融機関や信用保証協会、政府系金融機関との連携を図るよう求めています。なお、各金融機関本部には苦情相談窓口が設置されていますので、営業店の対応が不満の場合には活用ください。

その他、以下の相談窓口も活用できます。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ・全国銀行協会 銀行取引相談所        | 03-5252-3772 |
| ・全国信用金庫協会 全国しんきん相談所    | 03-3517-5825 |
| ・全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 | 03-3567-2456 |
| ・全国労働金庫協会 ろうきん相談所      | 0120-177288  |

#### 【参考】・金融庁「中小企業等に対する金融円滑化対策について」

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/02.pdf>

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu/04.pdf>



## 4. 相談窓口

### (1) 特別相談窓口

**Q1：資金繰りのことで相談できる専用窓口はありませんか？**

A1：日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会(公的金融機関)、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「特別相談窓口」が設置されています。

**Q2：資金繰り以外にも広く相談できる窓口はありませんか？**

A2：当面の間、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」が実施されています。(土日・祝日を含む)

電話番号: 0570-064-350 (最寄りの経済産業局 中小企業課につながります)

#### 【参考】

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「特別相談窓口一覧」

<http://www.smri.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058965.html>

・中小企業庁「中小企業電話相談ナビダイヤル」の継続実施について

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/110329NaviDialContinue.htm>



## Ⅱ. 人事・労務関係

### 1. 雇用問題

#### (1) 内定取り消し・一時帰休・解雇

**Q1：今回の震災により一部の事業所が損壊するとともに、売上が大幅に減少しています。採用内定者を採用するのが困難な状況になりました。採用内定を取り消すことはできますか？**

A1：震災で被害を受けたからといって、ただちに内定取り消しができる訳ではありません。なぜなら、すでに採用内定通知を出している場合、働き始める前であっても労働契約が成立しているものと考えられるからです。したがって、採用内定取り消しをする場合には、解雇に準じて「客観的に合理的な理由」があり、「社会通念上相当」と認められる場合に限られます（労働契約法 16 条参照）。金融機関や行政がさまざまな雇用維持のための支援策を提供しています。まずは、事後の内定取り消しの有効性を確保するためにも、これらの支援策を活用し、内定取り消しを回避する措置を取ることが必要です。

**Q2：震災による店舗被害で営業の再開が困難なため、従業員に一時帰休を命じようと思いましたが可能でしょうか？**

A2：地震により店舗が損壊する、ガスが使用できないなど、やむを得ない理由で営業停止する場合、一時帰休することは可能です。ただし、今回の被災により従業員を休業させる場合は、労使がよく話し合いを行い従業員が不利益にならないようにさまざまな支援策を活用し、従業員の保護に努めることが必要です。

**Q3：震災により営業活動ができなくなり、会社の資金繰りが悪化しています。一部従業員を解雇したいと考えているのですが可能でしょうか？**

A3：震災被害を理由にし、無条件で解雇することはできませんが、整理解雇に必要な「4要件」を満たせば解雇することは可能です。「4要件」とは、次の4項目です。

- ① 人員の削減の必要性（業績の悪化など）
- ② 人員削減の手段として整理解雇を選択する必要性（他の解雇回避努力を行ったか）
- ③ 被解雇者の選定の妥当性（客観的・合理的基準で公正に選定しているか）
- ④ 手続きの妥当性（労働者との話し合いをしたか）

なお、労働基準法 19 条では、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業する期間およびその後の 30 日間の解雇を禁じています。しかし、天災事

変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合は、行政官庁の認定を受けることで、同期間中でも解雇は可能となります。

**Q 4：震災による被害が甚大で会社が倒産することになりました。この場合、従業員の立場はどうなりますか？**

A 4：倒産による解雇はやむを得ません。この場合、未払賃料等について、従業員は一般債権に優先して弁済を受けることができます。また、「賃金の支払の確保等に関する法律」により、未払賃金の立替払を労働者健康福祉機構から受けることができます。立替払の適用が受けられる事業主の要件は、労働者災害補償保険の適用事業の事業主で、1年以上の期間にわたって当該事業を行っていたものが、破産手続開始決定を受けた場合などです。

## (2) 業務命令

**Q 1：従業員の中には震災被害にあった者もいるため、人員が不足しています。出勤可能な従業員に対して、時間外労働や休日出勤を命じたいのですが可能でしょうか？**

A 1：災害など避けることができない理由によって臨時的に必要な場合は、行政官庁（労働基準監督署）の事前許可または事後承諾を条件として、時間外労働や休日出勤を命じることはできます。ただし、割増賃金を支払うことは必要です。なお、法定労働時間内での残業や法定休日以外の勤務は含まれていません。

**Q 2：当社は外食業のチェーンです。店舗を復旧させることがチェーンの使命だと考え、交通の遮断された被災地には当社社員に命じて自転車で食材を届けさせています。しかし、余震も続いておりなお危険な状態です。このような業務命令は許されますか？もし店舗が原発周辺の屋内退避勧告地域にあった場合はどうでしょうか？**

A 2：会社は労働者に対する業務命令を出す権限を有しますが、その一方で労働者の生命身体に対する安全配慮義務を負います。ですから、被災地への出張や配送を命じる場合は、十分な配慮（安全確保のための装備を用意する。無理な業務を強制しない。警報や避難勧告が出ている地域を避ける。など）が必要です。原発周辺で屋内退避命令が出ている地域の場合、屋外での活動を控えれば直接的な被爆の恐れはありませんが、屋外での活動を最小限にするために無理のない業務計画を立てるべきでしょう。

**【雇用問題 Q&A 参考文献】 関弁連編集「Q&A災害時の法律実務ハンドブック」**

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/zmsrc/qa50593/mokuji.htm>

## 2. 賃金問題

### (1) 業績悪化に伴う問題

**Q1：震災により会社の資金繰りが悪化し、決まっている給料日に従業員に対して給与の支払をできそうにありません。賃金の支払延期は可能でしょうか？**

A1：本来、賃金は就業規則等によって毎月決められた支払日に支払わなければなりません（労働基準法24条2項）。そして、これに違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます（同120条1号）。しかし、震災が原因で資金調達等の努力をしたにもかかわらず賃金を支払うことが出来ない場合には、不処罰となると考えられます。ただし、賃金を支払う義務を全く免れるものではありません。賃金が期日までに支払われない場合には、本来支払われるべき日の翌日から、遅延している期間の利息に相当する遅延損害金（年利6%）を付加して支払う義務があります。

また、退職した従業員の場合は、賃金法第6条の定めにより、賃金のうちその退職の日（支払日が退職後の場合には、その支払日）までに支払われなかった部分には、年14.6%の利息がつくこととされています。なお、この利息がつく賃金に退職金は含まれませんが、賞与は含まれます。

会社の業績が悪くなり従業員への賃金の支払いが難しくなった場合、賃金不払いで遅延損害金を請求される前に、従業員へ会社の状況をよく説明し、労使間で合意が取れないまでも、会社に対してマイナスの感情をもたれることがないように、誠実に対応することが望まれます。

**Q2：震災の影響で仕事が減少し、現在の給与水準のままでは雇用を維持できません。従業員の給料を下げることに問題はありませんか？**

A2：賃金は就業規則や賃金規定で定められていることが多く、就業規則に定められた労働条件を変更するには、これを変更することが必要になります。

労働者にとって不利益な労働条件を一方向的に課すような就業規則等の作成または変更が使用者に許されるかという点、原則として認められておりません。しかし、その変更内容が「合理的」なものと認められる場合には、例外的に、個々の労働者の同意がなくても有効であると判断されます。

ただし、「合理的」と認められるかどうかは、個々の事情に基づき判断されますので、弁護士や社会保険労務士などの専門家に相談することをおすすめします。なお、就業規則の変更の効力は遡りませんので、変更以前の賃金については従来と同様に支払う必要があります。

## (2) 労働者の被災に伴う問題

**Q1：震災を理由に労働者が欠勤をしています。欠勤をしても給与を支払わなければならないのでしょうか？**

A1：今回の震災のように、労働者・使用者のいずれの帰責事由なく、労働者が勤務できない場合には、労働者は賃金請求権を有しません（民法 536 条）。そのため、使用者の賃金支払義務はありません。

また、労働基準法第 26 条に定める休業手当も「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合に支払われるものですから、今回の震災のような不可抗力による場合には支払うべき法律上の義務はありません。しかし、労使がよく話し合っ、労働者の不利益を回避するよう柔軟な対応をとることが使用者側に望まれます。

**Q2：震災で被害を受けた従業員が、まとまった金銭が臨時的に必要となったため、給与の前借りを求めてきました。支払わなければいけませんか？**

A2：まず、既往分（昨日まで働いた分）の給与は、災害時には従業員の請求があった場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません（労働基準法第 25 条労働基準法施行規則第 9 条）。ただし、働いていない分の給与に関しては、支払う義務はありません。

なお、非常時払いの対象とならない賃金については、使用者は賃金の前借りに応じる義務はありませんが、任意に応じることは禁じられていません。この場合の賃金の前借りは、金銭消費貸借となります。

## (3) 計画停電に伴う問題

**Q1：今般の計画停電による休業（手当）の取り扱いについて、分かりやすく教えてくださいませんか？**

A1：まず、原則論をお話しします。会社の都合で労働者を休ませる場合は、休ませた労働者に対して、平均賃金の 6 割を休業手当として支払わなければならない、とされております。

しかし、2011 年 3 月 15 日付厚生労働省の通達によれば、今回の計画停電により労働者に休業させた場合、例外となる（＝休業手当を払わなくていい）場合がある、としています。ポイントは以下の 3 つです。

- ① 計画停電中の休業については、休業手当の支給は不要。
- ② 計画停電の前後の休業についても、その前後などの時間の営業が現実的に難しいような場合は、休業手当が不要なることがある。
- ③ 計画停電が予定されていたが、実際には停電が実施されなかった場合に休業してしまった場合であっても、休業手当が不要となることがある。

計画停電時の停電を理由とする休業について、上記の判断材料をもとに労働者と十分協議することが望まれます。

**Q 2：計画停電のため、電車の遅延で従業員が遅刻をしてきました。給与から遅刻した時間分を控除して構わないのでしょうか？**

A 2：法律上は、「ノーワーク・ノーペイ」の原則にのっとり、遅刻時間分の給与額を控除することに問題ありません。しかし、現在の交通機関の混乱状況（2011年3月執筆時）を考慮すると、本人の責任とするのはちょっと酷かもしれません。当分の間は、賃金控除は見送るのが望ましいのではないのでしょうか。ただ、計画停電に伴う交通混乱が収まり、ほとんどの従業員が時間通りに出勤しているにも関わらず、いつまでも遅刻してくる従業員がいるのであれば、減額対象にしても問題がないと思います。いつまでを特別措置とするのか、社内でのけじめ作りをしておくことが大切です。

**Q 3：今般の計画停電に伴い、従業員から「今までのように子供を保育園に預けられなくなったので、早退をさせてほしい」との申し出がありました。会社は、これに応じなければならないのですか？また、早退を認めた場合の賃金はどのように支払えばよいのでしょうか？**

A 3：法律上は、上記理由で、特別に早退を認める必要はありません。要するに、いつもの早退時の対応と同じように、働かなかった時間分の賃金控除を行っても問題ありません。ただ、国としても子どもを持つ親に積極的に働いてもらおうと様々な施策を行っていることもありますので、会社としては、「計画停電は緊急事態」ということで、できるだけ柔軟に対応する姿勢が望まれます。

なお、平成22年4月1日付で労働基準法が改正され、事業場で労使協定を締結することにより、年次有給休暇が1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになりました。有給休暇に未消化分があるのであれば、有給休暇を認めることも検討すべきです。

#### （4）その他の問題

**Q 1：震災により給与データを紛失してしまいました。従業員への給与の支払にはどのように対応すればいいですか？**

A 1：労働基準法では、賃金の支払いについて「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」（24条1項）とされ、さらに「毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない」（同条2項）としています。

しかし、今般の震災のようにやむを得ない事情による場合には、過払い調整の時期、方法、金額などによっては、賃金それ自体の計算に関するものとして、労使協定がなくとも違反とはならない場合があります。

過誤払いの調整を行う場合に留意すべき点として、①調整が密接した時期になされるものであること、②労働者へ予告しておくこと、③控除額が多額にわたらないこと、の3点が挙げられます。実務の上では、これまでの賃金台帳等を基に本来の支払額をおおむね上回る程度の金額を仮払いしておき、次期以降の賃金において対象者に予告したうえで過払い額の控除を行うことが現実的でしょう。

#### 【参考】

- ・関弁連編集「Q&A災害時の法律実務ハンドブック」

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/zmsrc/qa50593/mokuji.htm>

- ・近弁連編集の「地震に伴う法律問題 Q&A」（商事法務研究会）

<http://www.shojihomu.co.jp/0708qa/0708qa.html>

- ・「新・労働法実務相談」(株)労務行政編

- ・「計画停電時の停電を理由とする休業について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/other/dl/110316a.pdf>

### 3. 労災問題

#### (1) 仕事時間中の被災・ケガ

**Q 1 : 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？**

A 1 : 仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として災害保険給付を受けることができます。これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれたりという、危険な環境下で仕事をしていただと認められるからです。「通常」として扱っているのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

**Q 2 : 仕事中に地震にあつて、会社のある地域に避難命令が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されますか？**

A 2 : 仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。したがって、津波に限らず、非難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。基本的な考え方はQ 1 と同じです。

**Q 3 : 仕事中に津波にあつて未だ行方不明の場合、行方不明の従業員の家族は労災保険の請求はできるでしょうか？**

A 3 : 震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。なお、今回の震災により行方が分からない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

**Q 4 : 休憩時間中に地震や津波にあつて負傷した場合、労災保険は適用されるでしょうか？**

A 4 : 休憩時間中でも事業場の管理する施設（会社の建物の中など）にいる時に、地震や津波があり、建物が倒壊したり押し流されたりして被災した場合には、仕事と同じ考え方（Q 1）で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

**Q 5 : 外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した（行方不明になった）場合、労災保険は適用されるでしょうか？**

A 5 : 事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていただと認められ、労災保険給付が受けられます。

**Q 6 : 会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので従業員が全額自己負担で受診しました。今から請求できますか？**

A 6 : 仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

- ① 任意の様式で請求できること
  - ② 事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けられること
- などの弾力的な運用をしています。

また、請求書の提出方法についても

- ① 最寄りの監督署への提出
  - ② 出張相談を利用しての提出
- を可能としていますのでご活用ください。

**Q 7 : 仕事中に、今回の震災でケガをしました。現在、従業員は避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか？**

A 7 : 労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、

- ① 最寄りの監督署への提出
- ② 出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

**Q 8 : 労災保険に加入していませんでしたが、今回、震災で従業員がケガをしてしまいました。どうしたらいいでしょう？**

A 8 : 労災保険に未加入事業所であっても、被災者が補償を受けることは可能です。労働者を1人でも使用する事業所は、原則として労災保険の強制適用事業所となるので、事業主が加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合であっても、労働者労災保険が給付されます。ただしこの場合、労災保険に未加入の事業所は、政府から労災保険料を遡って徴収される他、労災保険から給付を受けた金額の100%または40%相当の金額を徴収されることがあります。



## (2) 通勤中の被災・ケガ

**Q 1 : 会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、従業員が津波に遭い亡くなりました。通勤経路のどのあたりで被災したかはわかりませんが、家族は労災請求できますか？**

A 1 : 被災の状況がわからない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ通勤災害として認定されます。ご自分で判断ができない場合についても、請求書を受け付けて調査しますので、労災請求をお勧めします。

**Q 2 : 自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか？**

A 2 : 地震や津波により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

**Q 3 : いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイ通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、従業員がオートバイ通勤をして、通勤途中にケガをした場合、補償の対象になるでしょうか？**

A 3 : 会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

**【上記労災問題の Q&A は下記資料からの抜粋です】**

「東北地方太平洋沖地震と労働保険Q&A」:厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>

## 4. 助成金関連

### (1) 雇用調整助成金

**Q1：今回の東日本大地震被害のため、休業しようと思います。この休業に伴い、知り合いより雇用調整助成金が活用できると聞きました。雇用調整助成金とはどのような制度ですか？**

A1：雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主」が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量等の減少が5%未満であっても対象となります。

**Q2：震災により事業所が損壊し、仕事ができなくなってしまった場合も雇用調整助成金は使えますか？**

A2：雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合には利用できます。

※ 震災による事業所の損壊により事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度がありますので、詳しくはQ8をご覧ください。

**Q3：計画停電による休業も雇用調整助成金の対象となりますか？**

A3：計画停電により事業活動が縮小し、休業に係る手当等が支払われ、Q1にある事業主の要件を満たした場合は対象となります。

**Q4：雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？**

A4：雇用調整助成金は、事業主が休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内にある助成率となります。

- 大企業：2/3（3/4）
- 中小企業：4/5（9/10）

※ 上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

**Q5：雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？**

A5：雇用調整助成金を受給するためには、上記Q1に該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出る必要があります。詳細な要件については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

**Q6：岩手県内の事業所で、既に休業を実施しているのですが、遡って受給することはできませんか？**

A6：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、本来、事前に提出する必要がある休業等の計画について、事後に提出しても最大で平成23年3月11日まで遡って提出したものとみなす特例を実施しています。また、生産量、売上高等の確認期間も「最近3か月」ではなく「災害後1か月の見込み」で行うことができます。※平成23年6月16日までの特例です。

**【上記Q1～Q6は下記資料から引用・抽出】****東北地方太平洋沖地震被害に伴う雇用調整助成金の活用 Q&A**

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>

## (2) 手続き期限に関する救済措置

**Q1：支給申請などが可能になった後、一定期間内に東日本大地震の影響（道路の寸断、書類の紛失など）により、公共職業安定所などに来所できず、各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できません（でした）。救済措置はないのですか？**

A1：以下の助成金については、今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後一定期間内に、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱うことが可能です。

< 7日以内 >

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| ・ 育児休業取得促進等助成金          | ・ 精神障害者雇用安定奨励金    |
| ・ 介護基盤人材確保等助成金          | ・ 地域雇用開発助成金       |
| ・ 介護未経験者確保等助成金          | ・ 地域再生中小企業創業助成金   |
| ・ 介護労働者設備等整備モデル奨励金      | ・ 中小企業子育て支援助成金    |
| ・ 建設業新分野教育訓練助成金         | ・ 中小企業雇用安定化奨励金    |
| ・ 建設業離職者雇Ⓐ 開発助成Ⓐ        | ・ 通年雇用奨励金         |
| ・ 雇用調整助成金               | ・ 特定求職者雇用開発助成金    |
| (中小企業緊急雇用安定助成金を含む)      | ・ 特例子会社等設立促進助成金   |
| ・ 事業所内保育施設設置・運営等助成金     | ・ 難治性疾患患者雇用開発助成金  |
| ・ 受給資格者創業支援助成金          | ・ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金 |
| ・ 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金 | ・ 発達障害者雇用開発助成金    |
| ・ 障害者初回雇用奨励金            | ・ 労働移動支援助成金       |
| (ファーストステップ奨励金)          |                   |

< 1ヵ月以内 >

- ・ 既卒者育成支援奨励金
- ・ 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金
- ・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- ・ 試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）
- ・ 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用奨励金・正規雇用奨励金
- ・ 若年者等正規雇用化特別奨励金
- ・ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金

詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

**【上記Q1は下記厚生労働省リーフレットから抽出】**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000016vj0.pdf>

## 5. 社会保険・労働保険関連

### (1) 失業保険給付の特例措置

**Q1：事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金（休業手当）を支払うことができません。従業員に対して何かできることはありませんか？**

A1：ご質問のように事業所が災害を受けたことにより、事業を休止し、労働者の賃金を支払うことができなくなった場合、「東日本大地震に伴う雇用保険失業給付の特例措置」に基づき、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。詳細につきましては最寄りのハローワークにご相談ください。

### (2) 社会保険料・労働保険料の納付

**Q1：計画停電や休業のため、給与額が低くなってしまい、結果、給与から控除すべき社会保険料の方が多くなってしまいました。従業員に支払ってもらう必要はありますか？**

A1：結論から言うと、従業員から社会保険料を徴収することとなります。欠勤や休職等、一時的な勤務状態によって給与に増減が生じた場合であっても、社会保険料の月額変更の対象とはならず、従来どおりの保険料を控除することになります。これによって、給与額よりも社会保険料が多くなった場合は、不足額が発生するので、本人から徴収する必要があります。不足分につきましては、翌月支払われる給与から控除することもできますが、翌月も同様に不足額が生じる場合もありますので、積算したものを後で請求するというのは、本人としても負担が重く、不足額を回収することがより困難となります。できるだけ、当月中に従業員から徴収しておくことが望まれます。

**Q2：今般の震災の影響を受け、社会保険料・労働保険料が払えそうにありません。保険料の免除を受けることができますか？**

A2：原則、社会保険料・労働保険料の免除はありません。また、一般的な会社業績の悪化により納付期限までに納められない場合は、延滞金が科せられる場合があります。ただし、2011年3月25日付の日本経済新聞によると、「厚生労働省では東日本大震災で被災した事業者と雇用者について、厚生年金の保険料を免除する検討に入った」とあります。免除には法改正による特例を設ける必要があるため、今後の動向に注意しましょう。今般の震災を原因とした保険料の延滞については、一定期間の延長措置が出されています。これにつきましては、Q5をご覧ください。

**Q3：計画停電の影響により、パート・アルバイトの勤務日数が減って、月額給与が下がりました。これに伴い、社会保険料を下げることはできますか？**

A3：勤務日数等の一時的な減少により、社会保険料を下げることはできません。ただし、時給単価などの固定的な賃金の変更により、現状の標準報酬月額と2等級以上の差が生じたときは、変更することができます。また、雇用契約上の勤務日数を変更した場合は、社会保険から外れなければならないケースが生じます。

社会保険料の額は、固定的に支払われるもの（基本給、家族手当、住宅手当等の毎月支給額および支給率が決められている賃金）に変更があり、その変更があった月以後引き続き3ヶ月間の給与額の平均が、現状の標準報酬月額と2等級以上の差が生じたときは、月額変更届を提出することで、社会保険料を変更することができます。

一時帰休に伴い定額の休業手当が支払われたときは、固定的賃金の変動とみなされ2等級以上の差があった場合には月額変更届が必要です（ただし、その状態が継続して3ヶ月を超える場合に限られます）。さらに、その後一時帰休が解消し、通常の報酬に戻ったときも随時改定の対象となりますので月額変更届を提出することになります。

また、アルバイトのような短時間就労者は、今回の震災によって、雇用契約上の勤務日数や勤務時間に大幅な変更が生じた場合は、社会保険の加入条件を満たさなくなるケースがあります。

社会保険の加入条件は、常用的使用関係があるかどうかを、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容などを、以下の①および②の両方に該当するか否かで、総合的に判断して決定することになります。この基準のいずれに該当していないと認められた場合には、社会保険の加入条件を満たさないことになり、社会保険から外れなければならないことになります。

#### ① 勤務時間

1日又は1週間の所定労働時間がその事業所で同種の業務に従事する一般社員の所定労働時間の概ね4分の3以上である

#### ② 勤務日数

1ヵ月の労働日数がその事業所で同種の業務に従事する一般社員の所定労働日数の概ね4分の3以上である

なお、雇用条件を変更する場合は、雇用契約書を締結し、アルバイト本人に社会保険から外れる旨を事前に伝えておいた方が望ましいです。

**Q4：震災によって事業財産に大きな損失を受けたため、保険料等を納付する事が困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができますか？**

A4：厚生労働省は、東日本大震災による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象に、労働保険料、社会保険料及び障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行うことを発表しています。納付期限については、後日発表とのことです（2011年3月31日現在）。

**【上記Q4】**

厚生労働省リーフレット

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000016vj0.pdf>

## 6. 外国人労働者

**Q1：私は中国からの留学生で、被災地のファストフード店でアルバイトをしていました。震災後の混乱で、手続きぬまま在留期間の更新期限が過ぎてしまいました。退去強制手続がとられてしまうのでしょうか。**

A1：外国人が在留期間の更新をしないまま在留期間が経過した場合には、不法残留となり、強制退去されるのが原則です（出入国管理及び難民認定法24条4項ロ）。

ただし、明文上規定はありませんが、在留期間経過後の更新申請であっても、申請者に帰責性がなく、かつ、明らかに許可に該当する場合には、実務上「特別受理」が行われています。

東日本大震災の混乱で在留期間の更新手続きができなかった場合、申請者に帰責性はないと考えられますので、特別受理が認められる可能性があります。入国管理局に相談してください。

**Q2：私は中国からの留学生で、被災地のファストフード店でアルバイトをしていました。しかし、震災によって店舗が倒壊したため、解雇されてしまいました。これまで、給料から、保険関係の支払はしていたようですが、雇用保険給付は受けられるのでしょうか。**

A2：雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に失業給付等を行う制度で、政府が管掌する強制保険制度です。

外国人であっても、雇用保険に加入をしていた場合は、雇用保険給付は受けられます。

## Ⅲ. 税務関係

### 1. 事業者のための税制（法人・個人事業共通）

#### （1）被災資産の取り扱い

**Q 1：災害により資産が滅失した場合などはどのように取り扱われますか？**

A 1：災害により棚卸資産や事業用の資産に被害を受け、次のような損失または費用が生じたときは、その損失または費用の額は損金（必要経費）となります。

- ①商品や原材料などの棚卸資産、店舗や事務所の固定資産などの資産が滅失または損壊した場合
- ②損壊した資産の取り壊しまたは除去のための費用の額
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用の額

**Q 2：災害により被害を受けた被災資産に関する費用はどのように取り扱われますか？**

A 2：それぞれその支出の内容によって、次のとおりとなります。

- ①被害資産の現状を回復するための費用⇒修繕費として損金（必要経費）となります。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するための補強工事、排水または土砂崩れ防止等のための費用⇒修繕費として損金（必要経費）とすることができます。
- ③被災資産について支出する費用（上記①②以外）のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものについては、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理しているときは、その処理が認められます。

#### （2）災害見舞金の取り扱い

**Q 1：被災した従業員に災害見舞金を支出した場合はどのように取り扱われますか？**

A 1：災害を受けた従業員やその親族、従業員と同等の事情にある専属下請先の従業員やその親族に対して一定の基準にしたがって支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金（必要経費）となります。

#### （3）災害による損失の取り扱い

**Q 1：災害による損失は翌年以降に繰り越すことができますか？**

A 1：できます。法人事業者と個人事業者では制度が異なります。

##### ①法人の場合

法人の各事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失にかかるものがある場合



には、その事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その各事業年度の損金の額に算入されます。

#### ②個人事業の場合

個人事業者のその年の前年以前3年以内の各年において生じた純損失の金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失にかかるものがある場合には、その損失の生じた年分が青色申告書を提出しなかった年分であっても、その損失の金額に相当する金額は、その年分の総所得金額の計算上控除されます。

### (4) 業種による特別措置

#### Q1：自動車の販売業、分解整備事業を営んでいますが、特別措置はありますか？

A1：以下のとおり、自動車重量税が還付される制度があります。

自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が、自動車の使用者のために自動車検査証(車検証)の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、自動車重量税を納付して車検証の交付等又は車両番号の指定を受けた後、被災により走行の用に供されることがなく使用が廃止されたものについては、納付した自動車重量税の還付を受けることができます。

なお、既に走行の用に供していた自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)等に基づき適正に解体された場合には、還付される制度があります。

#### Q2：酒類業(酒類製造業・酒類販売業)を営んでいますが、特別措置はありますか？

A2：国税庁は、酒類製造業者と酒類販売業者に対して、以下の弾力的な措置を講ずると公表しました。

##### ①酒類製造業者に対する措置

- ・酒類の製造を他の場所において行う場合、原則として移転を許可し、その際の移転許可申請に係る添付書類の提出時期については被災状況等に応じて弾力的に取扱う
- ・製造場又は蔵置場が被災したことにより、他の場所において酒類の貯蔵又は容器詰を行う場合、原則として蔵置場の設置を許可し、その際の設置許可申請に係る添付書類の提出時期については被災状況等に応じて弾力的に取扱う
- ・製造場又は蔵置場が被災したことにより、他の酒類製造者の製造場又は蔵置場へ一時的に貯蔵を委託する場合等の未納税移出を認める
- ・製造場が被災したことにより、期限延長手続が行えない期限付製造免許について、一定の条件の下で1年間期限を延長する

##### ②酒類販売業者に対する措置

- ・販売場が被災したことにより、一時的に酒類の販売業を他の場所において行おうとする場合、一定の条件の下で期限付免許を付与し、その際の免許申請に係る添付書類

の提出時期については被災状況等に応じて弾力的に取扱う

- ・販売場が被災したことにより、酒類の販売業を他の場所において行おうとする場合、原則として移転を許可し、その際の移転許可申請に係る添付書類の提出時期については被災状況等に応じて弾力的に取扱う
- ・上記の期限付免許を付与された販売場において、酒類販売管理者を選任した場合、一定の条件の下で選任届出書の提出を不要とする
- ・酒類小売業者や酒類販売管理者が被災したことにより酒類販売管理研修の受講が困難である場合は被災状況等に応じて受講時期を弾力的に取扱う。

## 2. 個人のための税制

**Q1：住宅や家財に損害を受けましたが、所得税が減免されるなどの措置はあるのですか？**

A1：あります。災害減免法による所得税の減免（以下、災免法による減免）と所得税法による雑損控除（以下、雑損控除）というものがあります。災免法による減免と雑損控除はどちらか有利な方を選択することができます。いずれの手続きも確定申告で行います。

**Q2：災害見舞金を受け取った場合には税金がかかりますか**

A2：個人が受ける災害見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものは課税されません。

## 3. 申告手続きその他

**Q1：税務申告の手続き期限を延長することはできますか**

A1：できます。被災指定地域とその他の地域でその取扱いが異なります。

①被災指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の場合

この5県に納税地を有する納税者については、平成23年3月11日以降に到来するすべての税目の申告期限等が自動的に延長されます。

②その他の地域

上記①の指定地域以外の納税者についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告期限等の延長を受けることができます。

**Q 2 : 法人税申告書が税務署から郵送されてきません**

A 2 : 国税庁は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地がある法人に対しては、当分の間、申告書等用紙の発送を見合わせています。申告書用紙等の要望がある場合は、最寄りの税務署まで連絡してください。

**Q 3 : 納税地以外の地域に避難していますが、税務署は相談に応じてくれますか**

A 3 : 納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方については、避難地の最寄りの税務署で以下の相談に応じています。

- ① 国税に関する相談等
- ② 還付金の支払いについて
- ③ 納税証明書の交付について

## 4. 被災者を支援するための税制

### (1) 義援金・救援物資を出した場合の取り扱い

**Q 1 : 義援金を支出した場合には、税制上どのように取り扱われますか？**

A 1 : 個人または法人が、災害に際して、国、地方公共団体、日本赤十字社等に義援金を支出した場合には、「国等に対する寄附金」として税制上の特典を受けることができます。

- ① 個人が支出した義援金  
寄附金控除として、「所得金額の 40% または寄附金の額のいずれか少ない方の金額」から 2 千円を控除した金額を所得金額から差し引くことができます。
- ② 法人が支出した義援金  
法人が支出した「国等に対する寄附金」はその全額が損金の額に算入されます。

**Q 2 : 救援物資として自社製品を被災者に提供した場合は税制上どのように取り扱われますか？**

A 2 : 不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、交際費等に該当せず、損金の額に算入することができます。

## (2) 被災取引先を支援した場合の取り扱い

**Q1：被災取引先に対する災害見舞金等を支出した場合、税制上どのように取り扱われますか？**

A1：被災した取引先に対し、被災前の関係の維持と回復を目的として、災害見舞金の支出、自社製品等の事業用資産の提供をした場合などについては、その費用は交際費等に該当せず、販売促進費等の勘定科目で損金に算入することができます。

**Q2：被災取引先に対する売掛債権等の免除等をした場合、税制上どのように取り扱われますか？**

A2：被災した取引先に対する売掛金や貸付金を免除した場合は、取引先が通常の営業を再開するまでの復旧過程にある期間内のものであれば、寄附金とされず、売上値引き等の処理が認められます。

**Q3：被災取引先に対する無利息融資等をした場合、税制上どのように取り扱われますか？**

A3：被災した取引先に復旧支援を目的として、災害発生後相当の期間内に行われる低利または無利息で融資は、正常な取引条件によって行われたものとされ、経済的利益の供与はないものとして寄附金認定は行われません。

## IV. 法律関係

### 1. 借地借家法関係

#### (1) 借地

**Q 1 : 借地上に建物を建てて店舗を営業していましたが、借地上の建物が地震で全壊してしまいました。借地権は消滅してしまうのでしょうか？**

A 1 : 借地権は土地を利用する権利なので、建物が全壊しても借地権は消滅しません。借地権者としては建物を再築することができます。従って、建物が全壊した場合に借地権は消滅する旨の特約も無効です。

**Q 2 : 借地上に建物を建てて店舗を営業していましたが、借地上の建物が地震で全壊してしまいました。借地権を保全するためにはどのような手続きが必要ですか？**

A 2 : 借地人としては、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があった日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示する必要があります(借地借家法 10 条 2 項)。

賃貸人(土地所有者)が他の者に土地を売却してしまった場合に、借地権者が新所有者に対して借地権を対抗するためには借地権の対抗要件を備えなければなりません。通常は建物登記が借地権の対抗要件となります(借地借家 10 条 1 項)、本問のように既に建物が全壊してしまった場合は、借地人としては、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があった日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示しなければ対抗力を維持できません(借地借家法 10 条 2 項)。

なお、この対抗力を主張するためには、借地権者は建物滅失後 2 年以内に建物を新築しなければなりません。

**Q 3 : 借地上に建物を建てて店舗を営業していましたが、建物が地震で全壊してしまいました。建物を再築する場合に、賃貸人の承諾は必要ですか？**

A 3 : 借地権は建物所有などを目的として土地に設定されるものです。ですから、賃貸人の承諾なくして建物を再築することができます。ただし、再築される建物の種類が制限されることはあります。

**Q 4 : 借地上に建物を建てて店舗を営業していました。建物が地震で全壊したので再築しようと考えています。しかし、借地契約上に再築禁止特約がありました。この場合、建物の再築は可能ですか？**

A 4 : 再築可能です。再築禁止特約の効力については無効とする裁判例、有効とする裁判例がありますが、再築禁止特約を有効とする裁判例でも、建物再築が賃貸人との信頼関係を破壊するおそれがあると認めるに足りない特段の事情があるときは賃貸人による解除を認めていません。ですから、再築禁止特約があっても借地人は建物を再築できます。

**Q 5 : 借地上に建物を建てて店舗を営業していましたが、地震で駐車場にひびが入りました。駐車場の復旧工事費用は自分で負担しなければならないのでしょうか？**

A 5 : 単にひびが入っただけならば復旧可能ですので借地権は存続します。その場合、借地権者に土地を使用させるのは賃貸人の義務なので、賃貸人が復旧工事をしなければなりません。なお、単なるひびにとどまらず地滑りで土地の一部が失われたような場合はその部分の履行は困難なので、履行不能により借地権の一部が失われます。

## (2) 借家

**Q 1 : 建物を借りて店舗を営業していましたが、地震で建物が大きく損壊しました。建物賃貸借契約はどうなりますか？**

A 1 : 損壊の程度により分かります。一応修繕可能ならば借家権は消滅せず、賃貸人は建物を修繕する義務を負います。他方、建物が滅失したと言えるような損壊の場合、賃貸借契約は終了します。建物が滅失したと言えるか否かは、全体として建物としての効用を失ったか否かから判断されます。建物の重要部分を失ったり、修復のために過大な費用を要したりする場合は滅失したと言えるでしょう。

**Q 2 : 建物を借りて店舗を営業していましたが、地震で建物が損壊しました。契約では「借家が損壊した場合は借家人が修繕する」という条項がありましたが、賃貸人に修繕を請求できますか？**

A 2 : 賃貸人は賃借人に建物を使用させる義務を負うことから、建物が毀損した場合の修繕は原則として賃貸人の義務です（民法 606 条 1 項）。しかし、建物を使用しているのは賃借人なので、その使用によって建物が毀損した場合に借家人に修繕義務を負わせる特約も有効です。

ただし、今回のような地震による損壊は通常の使用に基づく毀損ではないので、賃貸人が負うべきでしょう。借家人の修繕義務の定めがあっても、予期せぬ天災による毀損については、借家人は修繕義務を負わないとする裁判例もあります。

**Q 3 : 建物を借りて店舗を営業していましたが、地震で建物の一部が損壊してしまいました。しかし、賃貸人が修理してくれません。この場合、家賃は減額されますか？**

A 3 : 賃貸人は建物の毀損した部分を修繕する義務を負います(民法 606 条 1 項)。他方、目的物の一部が滅失した場合は、賃借人は賃料減額請求ができます(民法 611 条 1 項)。賃貸人が建物を修理しない場合は、賃借人としては使用収益できない割合に応じて賃料の支払を拒むことになります。

**Q 4 : 建物を借りて店舗を営業していました。建物は倒壊をまぬがれましたが、ライフラインが復旧していないため建物を使用できません。この場合でも家賃の支払い義務はありますか？**

A 4 : 建物自体は倒壊していないので、賃料支払い義務は残るように見えます。しかし、電気も水道も全く復旧していない状態では、建物を使用することは不可能ですから、賃料支払い義務は無いと考えることも可能です。また、ライフラインが一部復旧していても、安定的に使用できる状態にない場合は、賃借人としては賃料減額を請求できます(借地借家法 32 条)。いずれにせよ程度や期間は様々なので、賃借人としては賃貸人に状況を説明して賃料の一部免除ないし減額を求めて交渉してください。

**Q 5 : 建物を借りて店舗を営業していました。建物は倒壊せず、ライフラインも復旧しました。しかし、ガソリンが不足しているため食材が届きません。この場合でも家賃の支払い義務はありますか？**

A 5 : 建物が存在しかつライフラインも復活していたならば、建物の使用収益は可能な状態です。従って、なお賃借人は家賃の支払い義務を負います。ただ、賃借人としては、そうした経営環境を根拠にして賃貸人に対して全体的な賃料減額を請求してください(借地借家法 32 条)。

**Q 6 : 建物を借りて店舗を営業していました。建物は倒壊せず、ライフラインも復旧しています。しかし、放射能漏れを起こした原子力発電所の近くだったため避難勧告が出されました。この場合でも家賃の支払い義務はありますか？**

A 6 : 形式的には建物は存続していますが、国の避難勧告が出ている以上、社会通念上、店舗を使用できる状態ではありません。従って、賃借人の賃料支払い義務はないと言ふべきでしょう。

**Q7：ショッピングセンター内のテナントを借りて店舗を営業しています。建物は倒壊しませんが、デベロッパーが積極的に節電するため、ショッピングセンター内は真っ暗です。当店はショッピングセンターの奥にあるので、お客様は全く来てくれません。この場合でも家賃の支払い義務を負いますか？**

A7：東日本地域での節電は社会的要請ではありますが、それも度を過ぎると賃借人に対する債務不履行となります。テナントが経営できなくなるほどの節電は、賃借人との関係では賃貸人の債務不履行と言えるので、賃借人としては家賃の支払い義務を負わないと言うべきでしょう。

**Q8：ショッピングセンター内のテナントを借りて店舗を営業しています。建物は被災せずライフラインも復旧していますが、メインテナントであるスーパーマーケットが休業しているため客足は全くありません。この場合でも家賃の支払い義務を負いますか？**

A8：形式的には賃料支払い義務はあります。しかし、ショッピングセンターの場合メインテナントの集客力が他のテナントにとって重要な意味を持つので、賃借人としては、そうした経営環境の悪化を理由に賃貸人に対して賃料減額を請求すべきでしょう。

**Q9：地震で建物が全壊したので賃貸借契約を終了することとしました。しかし、賃貸借契約書に「地震等の不可抗力により建物の使用が不可能となったときは、敷金は返還しない」という定めがあったため、賃貸人は敷金を返してくれません。このような特約は有効でしょうか？**

A9：天災のような不可抗力による使用不能は賃借人には全く責任の無いことです。従って、このような特約は無効というべきです。

**Q10：都内で建物を借りて飲食店を営んでいます。計画停電のため夜7時を過ぎたら経営できません。このような場合でも家賃の支払い義務はありますか？**

A10：確かに、建物はありますし、計画停電中でも自家発電機により営業することも不可能ではありませんが、計画停電中はほとんどの建物は事実上使用困難となります。また、計画停電が実施されれば、たとえ停電時間が短くてもそれ以降の来店は期待できなくなります。ですから、むしろ、賃借人としては、そうした経営環境を根拠にして賃貸人に対して全体的な賃料減額を請求してください（借地借家法 32 条）。



### (3) 罹災都市借地借家臨時処理法

**Q1：ビルのテナントを借りて店舗を営業していましたが、地震で倒壊しました。罹災都市借地借家臨時処理法により借家人は保護される場合があると聞きました。罹災都市借地借家臨時処理法とはどのような法律ですか？ また、どのような保護を受けるのでしょうか？**

A1：罹災都市借地借家臨時処理法（以下「罹災都市法」といいます。）は戦災や自然災害などの際の借地借家の法律関係について定める法律です。

この法律の適用を受ければ、借家人は、倒壊した建物の立っていた敷地を優先的に借りる申し出をしたり、他の借地権者に対して優先的に借地権を譲渡してもらうように申し出たりすることができます。また、賃貸人が、被災した建物を再建する場合には、建物が完成する前までに申し出ることによって優先的に借り受けることができるなどの保護を受けることができます。

ご自身の店舗の土地と建物の所有者が同一であったか、または別の所有者であったかによって法律の規定が微妙に変わってくる場合もありますので、その点を確認する必要があります。

**Q2：今回の地震に罹災都市法は適用されますか？ 同法における借家人の保護の要点は何ですか？**

A2：今回の震災について罹災都市法の適用について、法務省は現在関係省庁との協議に入っていますので、適用される可能性はあります（平成23年4月3日現在）。

罹災都市法が適用される場合の借家人保護の要点は次の通りです。

- ① 滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の所有者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な借地条件でその土地を賃借できる（2条）。
- ② 滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の借地権者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な対価でその借地権の譲渡を受けることができる（3条）。
- ③ 滅失した建物の借家人は、その敷地に新たに建築された建物について、その完成前に申し出ることにより、他の者に優先して、相当の借家条件でその建物を賃借することができる（14条）。

**Q3：中高層建物が再築された場合、罹災都市法 14 条の借家申出を行うことは可能ですか？**

A3：中高層建物が再築された場合も、罹災都市法 14 条の優先借家権申出を行うことが可能です。

ただし、同一建物内で複数区画の割当てを行うことから、通常建物の場合とは異なる問題が生じます。中高層建物の場合、建物内に多くの区画が存在しますので、そのうちのどの区画に入居したいかを自由に申し出ることができますが、申出が競合した場合や、区画の数以上に申し出があった場合などに、当事者間で協議をしなければならないなどの問題が生じます。

**Q4：ビルテナントの一区画には罹災都市法の適用はありますか？**

A4：ビルテナントであっても、建物の区画を借りていた場合には罹災都市法の適用を受けられる可能性はあります。

しかし、その区画が「構造上他の区画との間に完全な障壁、通路との障壁、独自の施設設備は設けられておらず、構造上も、管理上も、あたかもショッピングセンター全体が一つの店舗であって、各テナントは右店舗内の一販売区画のような形態であった」というような場合には、「建物」を賃借していたとは認められず、優先賃借権がないとした裁判例もあります。その意味で注意が必要です。

## 2. 債務に関する事項

### (1) 債務の支払

**Q1：地震により、店舗や店舗設備が損壊して資産額が減少してしまいました。そのため、当社の資産は現存する債務総額を下回っています。このような状態では、会社は破産するしかないのでしょうか？**

A1：資産額が債務総額を下回った、いわゆる債務超過の状態になったとしても、直ちに破産しなければならないわけではありません。キャッシュフローが回り営業を継続できるのであれば、営業を継続しながら資産額を少しずつ増加させていくことも可能です。また、借入やリース債務、その他の債務についても、銀行やリース会社・他の債権者などに事情を話し、支払い金額の変更などを申し出て、キャッシュフローを改善するなどの方法も採れる場合がありますので、金融機関と相談してください。

なお、阪神・淡路大震災のときは、大震災の被害により債務超過に陥った法人に対して債権者が破産の申立てをした場合、裁判所は大震災の日から2年間破産宣告（改

正破産法における破産手続開始決定に相当) をすることができないとする猶予措置がとられました。

**Q 2 : 店舗内の什器備品の大半がリース物件ですが、大部分が損壊しました。当社はリース代を払い続けなければなりませんか？**

A 2 : リース契約では、一般的に地震などの不可抗力によってリース物件が消滅したとしても、減額請求や契約解除ができないという特約が入っている場合が大多数です。従って、このような特約が契約に入っている場合には、リース料を支払わなければなりません。

ただし、通常、リース物件は、リース会社によって動産保険がかけられていますので、この動産保険に地震災害特約が付いていて、リース会社が保険金を得た場合には、その保険金の範囲内でユーザーのリース料は軽減される可能性があります。

なお、経済産業省は、平成 23 年 3 月 14 日付で、被災地の「地元中小企業に対するリース対象機器等の使用可能期間等を考慮しつつ、支払い条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう」社団法人リース事業会に要請しました。

**Q 3 : 店舗内の什器備品の大半がリース物件ですが、大部分が損壊しました。リース業者に代替物の提供を求めることはできますか？**

A 3 : リース物件が損壊した場合でも、リース会社に代替物の提供を求めることは通常できません。これは、リース契約の中に、リース物件が不可抗力によって損壊しても、リース会社は履行不能の責任を負わず、ユーザーは金銭の支払い義務を免れないという意味の特約（危険負担の排除特約）が入っているからです。過去の裁判例でも、こうした危険負担排除特約は有効とされています。

ただし、通常、リース会社は日頃から付き合いのある業者であることが多いですので、新たなリースを組む場合に、以前のリース代金との折り合いを付けてくれる可能性もあります。その意味で、リース会社の担当者と十分相談してみてください。

**Q 4 : 都内の食材業者です。地震のため被災地の取引先からの入金がなくなり、手形決済のため資金の目途が立ちません。どうすればよいですか？**

A 4 : 手形法では「不渡り処分の猶予」の定めがあり（手形法 54 条）、決済期限の伸張が認められていますので、この期間内に決済できなかつたとしても不渡り処分を受けません。期間は最大で 1 ヶ月程度と考えられます。まずは、早急に今回の震災によって決済資金が準備できなくなったことを銀行に届け出てください。その上で、猶予期間中に資金集めを行い、猶予期間経過後に決済ができるように努力をすることとなります。

ただし、猶予期間経過後に一旦手形が決済されたとしても、その後に引き続き手形の決済があるような場合には注意が必要です。3～4ヶ月先までの資金繰りをすぐに確認し計画を立て直すようにしてください。

**Q5：被災地の食材業者です。地震によって受取手形と手形帳が行方不明となりました。どうしたらいいのでしょうか。**

A6：まず、早急に警察に遺失届を出して、遺失届の受理証明をもらってください。

その上で、受取手形については、簡易裁判所に申し立てを行い、公示催告手続、除籍決定を受けた上で、受取手形を無効にします。その後、手形の振出人に再度同額の金銭の支払いを求めるという手続きになります。ただ、震災で手形の元となる取引内容や債務内容も全て資料が無くなっていることが多いので、注意が必要です。また、これらの手続きに要する期間は6ヶ月程度かかります。したがって、この間の資金繰りについても十分に計画を立ててください。

次に手形帳については、遺失届の受理証明の写しを銀行に提出し、また銀行にも遺失届を提出します。そうすることで取引銀行は支払場所が取引銀行になっている統一手形様式の手形帳を必要枚数だけという限定で交付してくれます。

## (2) 営業車両

**Q1：ワンボックスカーでお弁当の移動販売をしていましたが、震災で車が全壊しました。まだ、ローンが残っているのですが、ローン会社に対する支払い義務はありますか。仮に何らかの支払い義務がある場合に、車両保険でカバーされますか？**

A1：ローンというのは金銭消費貸借、つまりお金の貸し借りのことですので、震災によって車が全壊したとしても、借りたお金の支払い義務が消滅するわけではありません。引き続きローン会社に対して支払いをしなければなりません。

ただし、金融機関でも今回の震災では支払いの猶予などについて弾力的な取り扱いをしているようですので、支払いが難しいようであれば、早急にローン会社に相談されることをお勧めします。

また、車両保険については、地震などによる損害を補填する特約が付いていれば、その分については支払いが軽減される可能性があります。

なお、経済産業省は、平成23年3月14日付で、被災地の「地元中小企業に対するリース対象機器等の使用可能期間等を考慮しつつ、支払い条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう」社団法人リース事業会に要請しました。

**Q 2 : 所有する自動車が津波で流されて見つからなくなってしまいました。登録の抹消が必要でしょうか？ また、その手続きどうなりますか？**

A 2 : 自動車については、4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に1年分の自動車税が課税されますので、自動車税の負担を免れるためには登録を抹消すべきでしょう。

自動車の登録抹消には、災害により自動車が滅失した場合に当該自動車の登録を抹消する「永久抹消登録」と、一時的に自動車を使用しなくなる場合に登録を抹消する「一時抹消登録」の2種類があります。永久抹消登録をすると、再び自動車を登録して使用することはできないので、注意が必要です。

自動車の抹消登録申請をする場合には、ナンバープレートおよび自動車検査証が必要となりますが、津波で流失している場合には、これらの提出に代えて理由書の提出が必要となります。

### 3. 復旧工事

**Q 1 : 当社のビルは建築年度が古いためアスベスト建材が使われています。全壊・半壊で解体が必要の場合、当社としては、どのような点に注意しなければなりませんか？ 解体までは必要ではなく、補修で使い続けられる場合には、どのような点に注意しなければなりませんか？**

A 1 : アスベストが使われた建物の解体、改造、補修等の工事については、アスベストの飛散防止のため、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び同法に基づく石綿障害予防規則等の規制が定められており、震災時でもその適用があります。

アスベスト建材が使われた建物の解体等の工事の注文者（通常は建物所有者）は、大気汚染防止法に基づき、工事を施工する業者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げる恐れのある条件を付さないように配慮しなければなりません（同法18条の19）。

また、石綿障害予防規則に基づき、解体等の工事の注文者は、解体する建物におけるアスベストの使用状況を通報するように努めなければならない（同法8条）、石綿等の使用の有無の調査、作業等の方法、費用又は工期等について、施工業者の法令遵守の妨げになる条件を付さないように配慮しなければなりません（同法9条）。

さらに、アスベスト建材が使われている建物を補修して使用し続ける場合、事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられたアスベストが損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露する恐れがあるときは、アスベ

トの除去、封じ込め、囲い込みの措置を講じなければなりません（石綿障害予防規則10条1項）。

**Q 2：駐車場付きの店舗で飲食店を営んでいます。地震により隣の建物の看板が当店の駐車場内に落ちてきました。自分で勝手に撤去してもよいでしょうか？ また撤去費用はだれが負担しなければならないのでしょうか？**

A 2：他人の看板が自分の敷地に落ちていたとしても、看板の所有者の承諾を得ずに勝手に撤去すると、不法行為に基づく損害賠償を請求される可能性がありますので（民法709条）、看板の所有者の承諾を得て撤去、処分をするべきでしょう。

看板の撤去費用をどちらが負担するかについては、看板が不可抗力により落下した場合には所有者に撤去費用を負担させることは困難な場合があります。他方、看板の落下について所有者に過失がある場合には、看板の所有者に対し撤去費用を損害賠償請求することが可能です。

なお、東日本大震災で倒壊した家屋などの瓦礫の撤去費用については、政府が全額国で負担する方針を示していますので、確認してください。

## 4. 風評被害

**Q 1：当店は福島産の野菜を使うことを売りにした自然食レストランです。放射能汚染の風評被害のため、全くお客様が来てくれません。救済制度はありますか。**

A 1：風評被害による損害が救済されるかは、原発事故と風評被害による売上減少の損害の間に相当因果関係が認められるかによります。

過去の裁判例では、敦賀湾の原子力発電所から敦賀湾に放射能物質を漏出させた事故で、石川県の魚介類の仲介業者が風評被害の損害賠償を請求した事案について、裁判所は「敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数量的には安全でその旨の公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は一般に是認できる」とし、「敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害というべきである」と述べています（名古屋高裁金沢支部平成元年5月17日判決）。

東日本大震災では、福島原発の事故により福島県産の野菜から放射性物質が検出されたこともあり、安全が確認されている福島県産の野菜であっても消費者の買い控えが生じることには相当因果関係があると考えられることも可能ですので、東京電力に対する損害賠償請求を検討する余地があります。

## 5. フランチャイズ

**Q1：当社はフランチャイズの加盟店です。被災して店舗の一部が損壊したため店舗を休業することになりました。本部も休業を承諾してくれています。このような場合、当月のロイヤルティを支払う義務はありますか？**

A1：ロイヤルティは商標使用及び継続的な経営指導の対価です。ですから、加盟店が休業を決意し、本部もそのことを承諾していたならば、本部としてもロイヤルティ請求意思を放棄したと考えられるので、加盟店としてはロイヤルティ支払い義務を免れます。

他方、加盟店が本部に無断で休業した場合は、本部の意思は確認できていません。そのため、その被災の程度で判断するしかありません。店舗の損壊の程度が大きく、客観的にも営業困難な場合は、加盟店のロイヤルティ支払い義務はないと言うべきでしょう。ただし、微妙な場面も多いので、加盟店としては本部と十分話し合うことが先決です。

**Q2：当社はフランチャイズに加盟して、都内で店舗を営んでいます。震災後、客足が激減しているので休業することになりました。本部の承諾は得ていません。この場合、当月のロイヤルティを支払う義務はありますか？**

A2：あくまで加盟店独自の経営判断で休業した場合は、原則としてロイヤルティ支払い義務は存続します。休業する前に、本部と十分協議するようにしてください。

**Q3：当社はフランチャイズに加盟して、都内で店舗を営んでいます。本部の工場が被災したため食材が届きません。独自に食材を調達して店舗を営業しても良いですか？**

A3：多くのフランチャイズ契約では、加盟店は、本部または本部指定業者から食材を調達することが義務付けられています。しかし、本部自身が食材を供給できない場合は、本部自身が食材供給義務を履行できていないのですから、加盟店も本部から食材を購入する義務を負わないと言うべきでしょう。ただし、だからといって独自に調達した食材で当該フランチャイズチェーンとしての水準を維持できるか否かは別問題なので、そのまま店舗を営業して良いとは限りません。本部としても代替業者を用意するなどの施策を取る場合があるので、加盟店としては独断で決定するのではなく本部と十分協議して進めるようにしてください。

## 6. 保険

### (1) 生命保険

**Q 1 : 家族が震災で死亡したため生命保険の保険金を請求したいのですが、どのような書類が必要ですか？ 震災の場合に、簡易な手続で保険金を支払ってもらえることはあるのですか？**

A 1 : 生命保険の保険金を請求する場合、一般的には、請求書、被保険者の除籍謄本等、受取人の戸籍抄本・印鑑証明書、医師の死亡診断書ないし診断書、保険証券等が必要です。また、災害死亡保険金を請求する場合には、不慮の事故を証明する書類が必要となります。ただし、保険会社によって必要書類は異なりますので、請求の際に保険会社に確認してください。

震災で保険証券を紛失した場合には、保険会社に保険内容を問い合わせ、保険証券を再発行してもらおうと良いでしょう。なお、災害時には、必要書類を省略するなどによる簡易な手続が設けられることがあります。

**Q 2 : 災害の場合には保険金が支払われない場合があるのですか？**

A 2 : 保険契約には、事故などで死亡や高度障害となった場合に保険金を増額する「災害関係特約」が定められている場合がある一方で、地震や噴火、津波等の場合には保険金を削減して支払うか、または支払わないことができるとの免責条項が定められていることも多いです。これは、災害の規模が大きい場合、保険の計算規模を揺るがすことになるからです。

そのため、災害の場合には、災害関係特約に基づく保険金が支払われない可能性もあります。

ただし、東日本大震災については、平成 23 年 3 月 15 日、社団法人生命保険協会が「各生命保険会社では、被災されたお客様のご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いすることを決定いたしましたのでお知らせいたします」と発表していますので、保険金の免除条項は適用されないと思われま

**Q 3 : 被災して家屋も店舗も失い生命保険料を払う余裕がありません。保険料が免除されることはありますか？ また、一定期間の猶予をもらえる場合はあるのでしょうか？**

A 3 : 保険契約によっては、一定の事由があれば保険料の払込が免除される場合があります。また、災害時には、保険料の支払いを一定期間猶予する特別措置が採られることがあります。今回の東日本大震災においても、平成 23 年 3 月 12 日、社団法人生命保険協



会から「お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を延長（最長6カ月間）いたします」との特別取扱が発表されました。

さらに、生命保険には保険料の自動振替貸付制度が定められている場合があります。これは、一時的に保険料の支払が困難になった契約者に対し、解約返戻金の範囲内で自動的に立て替えて、契約の存続を図る制度です。直ちに解約返戻金を受け取る必要がない場合には、自動振替貸付制度の利用を検討する余地があります。

## （2）損害保険

**Q1：地震保険では、どのような場合に保険金が支払われるのでしょうか？ また、地震保険の対象はどのようなものなのでしょうか？**

A2：地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震等）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものです（地震保険に関する法律2条2項2）。

地震保険の対象は居住用建物と生活用動産（いわゆる家財）に限定されています（地震保険に関する法律2条2項1）。

地震保険は、地震等により居住用建物または家財が全損、半損または一部損となった場合に保険金が支払われます。なお、損害の程度の判断は、通常、保険会社の立会い調査により判断されますが、日本損害保険協会は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた一部地域を「全損地域」として認定し、当該地域に所在する地震保険契約はすべて「全損」と認定することとしたほか、保険契約者の自己申告に基づく損害調査を導入することを発表しています。

**Q2：地震保険の保険金額とは何ですか？ また、どのようにして決められるのですか？**

A2：保険金額とは、保険契約で設定する契約金額で、全損の場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。保険金額は保険会社との地震保険契約で決められます。

地震保険は単独では契約することはできず、火災保険と一緒に契約する必要がありますが（地震保険に関する法律2条2項3）、付帯契約である地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内とされています（地震保険に関する法律2条2項4）。ただし、建物については5000万円、生活用動産（家財）については1000万円が限度です。

地震保険で実際に支払われる保険金は、①保険金額と、②損害の程度（全損、半損、一部損）によって決まります。

**Q 3 : 火災保険では地震による火災は補償されますか？ 地震による火災が延焼した場合はどうですか？**

A 3 : 火災保険に加入していても、地震による火災や地震による火災が延焼した場合には、損害は補償されません。地震による火災に対応するためには、火災保険と共に地震保険に加入する必要があります。

なお、地震保険は単独では契約することはできず、火災保険と一緒に契約する必要があります（地震保険に関する法律 2 条 2 項 3）。

### （3）参考：日本損害保険協会のホームページより

**Q 1 : 津波などで保険証券を失った人はどうすればよいですか？**

A 1 : 本人確認ができれば保険証券がなくても大丈夫です。

**Q 2 : 運転免許証や、保険証など本人を証明する書類がなくなってしまった場合はどのようにすればよいですか？**

A 2 : 保険契約者の氏名・保険の目的（建物）の所在地・電話番号などをご本人確認をさせていただきます。

**Q 3 : すぐに電話で問い合わせできる状況ではありませんが大丈夫ですか？**

A 3 : 地震の発生から 3 年間は保険金の請求が出来ますので、ご安心ください。ただし、なるべく早めにご連絡されることをおすすめします。

**Q 4 : 請求する際の書類がそろわないと請求できないのですか？**

A 4 : ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応します。

**Q 5 : 保険料を払い続けることができませんが、どうすればよいですか？**

A 5 : 災害救助法適用地域のお客さまにつきましては、お申し出がございましたら、保険料のお支払いを最長 6 ヶ月猶予させていただきます。

**Q 6 : どの保険会社と契約したかわからないが、どうすればいいですか？**

A 6 : 日本損害保険協会では、地震保険をご契約の損害保険会社をご不明の場合でも、ご契約の損害保険会社をお調べできる体制を整えています。日本損害保険協会（専用ダイヤル：0120-501331、または「そんがいほけん相談

室」：0120-107808)、もしくはいずれかの損害保険会社までご照会ください。

**Q 7 : 保険金はいつもらえるのですか？**

A 7 : 損害保険会社が共同で調査するなど、迅速にお支払いするように努めています。

**Q 8 : 保険金はいくらもらえるのですか？**

A 8 : ご契約の損害保険会社で建物や家財の損害の状況を確認させていただき、損害の程度に応じて（全損・半損・一部損の3区分）、保険金をお支払いすることになります。

**【参考・引用文献】**

関東弁護士会連合会編「Q&A 災害時の法律実務ハンドブック」

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/zmsrc/qa50593/mokuji.htm>

近畿弁護士会連合会編「地震に伴う法律問題Q&A」

<http://www.shojihomu.co.jp/0708qa/0708qa.html>

日本弁護士連合会災害復興支援委員会「東日本大震災法律相談 Q&A」

[http://www.nichibenren.or.jp/ja/special\\_theme/data/soudanQ&A.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/data/soudanQ&A.pdf)

## VI. 各省庁・自治体の関連施策リンク集

3/14 10:00 掲載 【中小企業庁】 東北地方太平洋沖地震等による被災中小企業者対策について <http://www.meti.go.jp/press/20110313003/20110313003.html>

3/24 18:00 掲載 【厚生労働省】 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）※東日本大震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合にも利用できます <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

### 北海道

3/18 16:00 掲載 【北海道】 災害貸付（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/kny/yuushi/saigaitouhokutaiheyoku.htm>

3/19 20:00 掲載 【北海道函館市】 激甚災害緊急特別復旧資金  
<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/shougyou/gekijinnsaigai.pdf>

4/ 1 09:00 掲載 【北海道小樽市】 小樽市中小企業等振興資金（震災対応枠）  
[http://www.city.otaru.hokkaido.jp/jigyosei/josei\\_yusi/yusiseido/sienmenu.data/sinsaitaiou.pdf](http://www.city.otaru.hokkaido.jp/jigyosei/josei_yusi/yusiseido/sienmenu.data/sinsaitaiou.pdf)

### 東北エリア

3/18 16:00 掲載 【青森県】 平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/23tohokudaishinsai.html>

4/ 1 09:00 掲載

【青森県】 平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠  
[http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/23tohokudaishinsai\\_kansetsu.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/23tohokudaishinsai_kansetsu.html)

3/23 16:00 掲載 【岩手県】 岩手県中小企業災害復旧資金  
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=31587>

3/29 10:00 掲載 【岩手県奥州市】 奥州市中小企業融資あっせん制度  
<http://www.city.oshu.iwate.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1300846763522&SiteID=0000000000000&FP=whatsnew>

4/ 5 08:00 掲載 【宮城県】 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東北地方太平洋沖地震災害対策枠）  
<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/saigaisikin.pdf>

3/28 17:00 掲載 【仙台市】 災害対応経済変動対策資金（経済変動対策資金：災害関連）  
[http://www.city.sendai.jp/business/d/1197959\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1197959_1434.html)

4/ 7 08:00 掲載 【福島県】 県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」震災対策特別資金  
<http://www.pref.fukushima.jp/j/shinsaitaisakutokubetsushikin.pdf>

4/ 7 08:00 掲載 【福島県】 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）  
<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/06genpatujikotaisakusikin.pdf>

3/30 11:00 掲載 【福島県いわき市】 いわき市中小企業者不況・倒産関連対策資金  
<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/topics/010677.html>

3/30 11:00 掲載 【福島県いわき市】 いわき市中小企業融資制度（災害対策特別資金）  
<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/topics/010677.html>

3/18 16:00 掲載 【秋田県】 中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金）  
<http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1134691689257&SiteID=0000000000000>

3/19 20:00 掲載 【山形県】 経営安定資金（平成23年東北地方太平洋沖地震対応）  
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/jishintaiou.pdf>

3/28 17:00 掲載 【山形県鶴岡市】 鶴岡市商工業振興資金（長期安定資金Ⅱ）  
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/simg/pp04648-2.pdf>

4/ 1 09:00 掲載 【山形県酒田市】 東北地方太平洋沖地震関連緊急融資制度  
<http://www.city.sakata.lg.jp/ou/shoko/kowan/shogyo/files/0019.pdf>

## 関東エリア

3/18 23:00 掲載 【茨城県】 「東北地方太平洋沖地震特別対策融資」  
<http://www.pref.ibaraki.lg.jp/20110311eq/pdf/0084.pdf>

3/18 16:00 掲載 【栃木県】 東北地方太平洋沖地震緊急対策資金  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/touhokutihoutaiheiyouokijisinn.html>

4/ 5 08:00 掲載 【栃木県】 がんばろう”とちぎの農業”緊急支援資金  
[http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/nougyo\\_shienschikin.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/nougyo_shienschikin.html)

4/ 1 09:00 掲載 【群馬県】 経営サポート資金（Aタイプ、Bタイプ）  
<http://www.pref.gunma.jp/06/g0100006.html>

4/ 1 09:00 掲載 【群馬県】 経営サポート資金（Cタイプ）  
<http://www.pref.gunma.jp/06/g0100006.html>

3/24 18:00 掲載 【千葉県】 セーフティネット資金（災害緊急対策）  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/press/2010/kinyuu20110323.html>

3/18 16:00 掲載 【東京都】 平成 23 年東北地方太平洋沖地震等による災害で被害を受けた中小企業者に対する「災害復旧資金融資」について  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/03/2013fa00.htm>

3/19 17:00 掲載 【新宿区】 「新宿区商工業緊急資金」  
<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000084767.pdf>

3/19 17:00 掲載 【港区】 「東北地方太平洋沖地震特別融資」  
<http://www.city.minato.tokyo.jp/kinkyu/kuminto/index.html>

3/28 10:00 掲載 【大田区】 経営強化資金（震災緊急対策）  
[http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yuushi\\_assen/shinsai/index.html](http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yuushi_assen/shinsai/index.html)

3/28 17:00 掲載 【世田谷区】 中小企業緊急特別融資（震災緊急対策）  
<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/020/d00030482.html>

3/30 11:00 掲載 【中央区】 小規模企業特例緊急運転資金融資  
<http://www.city.chuo.lg.jp/saigaijoho/jisinyuushiassen/index.html>

3/30 11:00 掲載 【中央区】 緊急景気対策特別資金融資  
<http://www.city.chuo.lg.jp/saigaijoho/jisinyuushiassen/index.html>

4/ 5 08:00 掲載 【江東区】 災害復旧特別資金融資  
<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/sangyo/7577/58882.html>

4/ 6 17:00 掲載 【墨田区】 震災復旧資金 <http://vl-fcbiz.jp/article/a001306.html>

3/19 17:00 掲載 【東京都町田市】 「町田市中小企業融資緊急資金の貸付け」  
<http://www.city.machida.tokyo.jp/shien/shien/kashitsuke.html>

3/18 16:00 掲載 【埼玉県】 経営安定資金大臣指定等貸付（災害復旧関連）  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/safety-earthquake.html>

3/18 16:00 掲載 【さいたま市】 「緊急特別資金融資（震災対応）」  
<http://www.city.saitama.jp/www/contents/1300001132433/index.html>

3/18 16:00 掲載 【神奈川県】 激甚災害特別融資  
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p135990.html>

3/18 16:00 掲載 【横浜市】 経営安定資金  
<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/happyou/h22/230316.html>

4/ 4 09:00 掲載 【横浜市】 震災対策特別資金  
<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/happyou/h22/pdf/230329happyou.pdf>

3/19 10:00 掲載 【川崎市】 「激甚災害対策資金」  
[http://www.city.kawasaki.jp/press/info20110317\\_8/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/press/info20110317_8/index.html)

3/19 10:00 掲載 【川崎市】 「大震災対策緊急資金」  
[http://www.city.kawasaki.jp/press/info20110317\\_8/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/press/info20110317_8/index.html)

4/ 5 08:00 掲載 【神奈川県横須賀市】 震災対応緊急融資制度  
<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/nagekomi/sinsaitaioukinkyuusikin.html>

## 甲信越エリア

3/27 08:00 掲載 【山梨県】 事業促進融資＜観光業、製造業、卸・小売業等全業種が対象＞  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/75931389464.html>

3/27 08:00 掲載 【山梨県】 経済変動対策融資（連鎖倒産防止関係）＜全業種が対象＞  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shougyo/72288458796.html>

3/28 17:00 掲載 【新潟県】 セーフティネット資金（経営支援枠）「震災対応要件」＜間接被害対応＞  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/shogyoshinko/1301000504867.html>

3/28 17:00 掲載 【新潟県】 セーフティネット資金（経営支援枠）「自然災害要件」  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/shogyoshinko/1301000504867.html>

4/ 4 09:00 掲載 【長野県】 特別経営安定対策資金  
<http://www.pref.nagano.jp/syokou/business/happyou/kinyu/230329-2press.pdf>

## 北陸エリア

3/18 16:00 掲載 【富山県】 経済変動対策緊急融資「東北地方太平洋沖地震特別枠」  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1300/kj00010365.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00010365.html)

3/30 11:00 掲載 【富山県射水市】 緊急融資 経営支援資金（東北地方太平洋沖地震特別枠）  
[http://www7.city.imizu.toyama.jp/project/1501000/2154/2154\\_1.html](http://www7.city.imizu.toyama.jp/project/1501000/2154/2154_1.html)



3/18 16:00 掲載 【石川県】 「緊急経営安定支援融資」の拡充  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/20110316kaisei.html>

4/ 6 17:00 掲載 【石川県金沢市】 金沢市中小企業振興特別資金（東北地方太平洋沖地震対策分）  
<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/5811/1/daisinnsai-panfu.pdf>

3/28 10:00 掲載 【福井県】 経営安定資金  
<http://www2.pref.fukui.lg.jp/press/view.php?cod=ef4E8e13004221497a>

3/28 10:00 掲載 【福井県】 資金繰り円滑化支援資金  
<http://www2.pref.fukui.lg.jp/press/view.php?cod=ef4E8e13004221497a>

## 中部エリア

3/21 18:00 掲載 【静岡県】 中小企業災害対策資金  
<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kisha10.nsf/c3db48f94231df2e4925714700049a4e/79032b350960b3884925785700158ce8?OpenDocument>

3/18 16:00 掲載 【愛知県】 愛知県融資制度「経済対策特別資金（経済環境適応資金）」  
<http://www.pref.aichi.jp/0000039503.html>

3/20 14:00 掲載 【三重県】 県中小企業融資制度「リフレッシュ資金」  
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2011030297.htm>

3/20 14:00 掲載 【岐阜県】 県制度融資（経済変動対策資金）  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-koho/event-calendar/sonota/chusho/jisin.data/kisyahappyou0311.pdf>

## 関西エリア

4/ 5 08:00 掲載 【滋賀県】 セーフティネット資金（新規枠・借換枠）  
<http://www.pref.shiga.jp/hodo/e-shinbun/fa00/files/20110328-2.pdf>

3/27 08:00 掲載 【大阪市】 経営環境対策資金融資  
<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaikyoku/page/0000118804.html>

3/29 10:00 掲載 【京都市】 東北地方太平洋沖地震緊急融資（短期資金）  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000098834.html>

3/29 10:00 掲載 【京都市】 東北地方太平洋沖地震緊急融資（長期資金）  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000098834.html>

3/29 10:00 掲載 【兵庫県】 平成23年度経営円滑化貸付  
<http://web.pref.hyogo.jp/contents/000176303.pdf>

## 中国エリア

3/20 08:00 掲載 【広島県】 緊急対応融資（セーフティネット資金〔県指定等〕）  
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1300272205864/index.html>

3/29 10:00 掲載 【山口県】 経営安定資金  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/201103/018451.html>

3/29 10:00 掲載 【鳥取県】 鳥取県企業自立サポート融資＜取引安定化対策資金＞  
<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/0BA897931C147E7C4925785C00353930?OpenDocument>

3/29 10:00 掲載 【鳥取県】 鳥取県企業自立サポート融資＜企業資金繰り対策特別融資＞  
<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/0BA897931C147E7C4925785C00353930?OpenDocument>

4/ 5 08:00 掲載 【島根県】 資金繰り安定化対応資金  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/shikinguri\\_anteika.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/shikinguri_anteika.html)

## 四国エリア

3/18 16:00 掲載 【香川県】 「地震対策緊急融資」  
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/touhokuokiH230311/sonota/yushi01.pdf>

3/28 10:00 掲載 【高知県】 災害対策特別融資  
<http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/attachment/47910.pdf>

3/29 10:00 掲載 【徳島県】 経済変動対策資金<東北地方太平洋沖地震対策枠>  
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011032300059/>

3/29 10:00 掲載 【愛媛県】 緊急経済対策特別支援資金  
[http://www.pref.ehime.jp/050keizairoudou/030chuushoukigy/00001624021031/keizaihe  
ndo.html](http://www.pref.ehime.jp/050keizairoudou/030chuushoukigy/00001624021031/keizaihe<br/>ndo.html)

## 九州エリア

3/20 08:00 掲載 【福岡県】 福岡県制度融資「緊急経済対策資金」  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d02/touhokutaiheiyoujisin-kinyutaisaku.html>

3/23 21:00 掲載 【大分県】 中小企業活性化資金  
<http://www.pref.oita.jp/site/jishininfo/higashinihondaisinsai.html>

4/ 4 09:00 掲載 【熊本県】 金融円滑化特別資金（東北地方太平洋沖地震）  
<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/enkatuka-h23.html>

## 中小企業支援機関

3/18 23:00 掲載 【中小企業基盤整備機構】 小規模企業共済 災害時貸付けに係る追加  
対策 <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058826.html>

3/18 23:00 掲載 【中小企業基盤整備機構】 計画停電の実施等に伴う小規模企業共済  
緊急経営安定貸付け <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/earthquake2011/058825.html>

## 地域金融機関による特別融資制度などの一覧

3/20 22:00 掲載 【青森県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.a-bank.jp/contents/information/news/2011/031301/031301.html>  
[http://www.michinokubank.co.jp/news\\_release/20110314/4.html](http://www.michinokubank.co.jp/news_release/20110314/4.html)  
[http://www.aomorishinkin.co.jp/pdf/rone\\_110314hisai.pdf](http://www.aomorishinkin.co.jp/pdf/rone_110314hisai.pdf)  
<http://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/pdf/saigai.pdf>

3/20 22:00 掲載 【岩手県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://ichinoseki-shinkin.jp/info/pdf/20110314-02.pdf>

3/20 22:00 掲載 【宮城県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/11031601.pdf>  
<http://www.morinomiyako-shinkin.co.jp/news/pdf/H23shinsai/touhoku.pdf>  
[http://www.miyashinbank.co.jp/pdf/saigai\(20110313\).pdf](http://www.miyashinbank.co.jp/pdf/saigai(20110313).pdf)  
[http://www.furushin.co.jp/info/pdf/20110314\\_saigai.pdf](http://www.furushin.co.jp/info/pdf/20110314_saigai.pdf)

3/20 22:00 掲載 【福島県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.tohobank.co.jp/release/date/23-0315-3.pdf>  
<http://www.fukushimabank.co.jp/press/pdf2011/20110317-2.pdf>  
[http://www.daitobank.co.jp/document/lib/file\\_2011/20110316\\_3.pdf](http://www.daitobank.co.jp/document/lib/file_2011/20110316_3.pdf)  
[http://www.daitobank.co.jp/document/lib/file\\_2011/20110317\\_2.pdf](http://www.daitobank.co.jp/document/lib/file_2011/20110317_2.pdf)  
<http://www.gunshin.co.jp/pdf/hukkyuu.pdf>  
[http://shirakawa-shinkin.jp/files/saigai\\_houjin.pdf](http://shirakawa-shinkin.jp/files/saigai_houjin.pdf)  
[http://www.sushin.co.jp/pdf/23.03.18\\_zishin\\_tokubetsu.pdf](http://www.sushin.co.jp/pdf/23.03.18_zishin_tokubetsu.pdf)  
<http://www.shinkin.co.jp/matushin/file-pdf/kyuenseido23.03.16.pdf>  
<http://www.shinkin.co.jp/fshinkin/img/pdf/fukkou.pdf>

3/20 22:00 掲載 【秋田県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.akita-bank.co.jp/annai/news/23031302.html>  
[http://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/20110314\\_3.pdf](http://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/20110314_3.pdf)

3/20 22:00 掲載 【山形県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.shonai.co.jp/newsrelease/2011/201103148/index.pdf>  
<http://www.kirayaka.co.jp/info/pdf/11031405.pdf>

3/20 22:00 掲載 【茨城県】 金融機関による特別融資制度の一覧  
<http://www.joyobank.co.jp/news/pdf/20110313.pdf>  
[http://www.tsukubabank.co.jp/news/up\\_pdf/20110313130001\\_f.pdf](http://www.tsukubabank.co.jp/news/up_pdf/20110313130001_f.pdf)  
<http://www.mitoshin.co.jp/oshirase/20110314.pdf>  
<http://www.shinkin.co.jp/yuki/cgi/news/data/doc/1300085071.pdf>